

○情報システムの非常時行動計画に関する規程

〔平成20年6月20日〕
〔法人規程第43号〕
改正 平成28年法人規程第42号
令和4年法人規程第12号

情報システムの非常時行動計画に関する規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学情報セキュリティ規則（平成20年法人規則第19号）第26条の規定に基づき、情報システムの非常時行動計画等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この法人規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) インシデント 意図的又は偶発的に生じる情報セキュリティを侵害する事件又は事故をいう。
- (2) 非常事態 国立大学法人筑波大学（以下この号において「本学」という。）の情報システムに係るインシデントのうち特に本学の運営に支障を及ぼす重大かつ緊急性を要するものをいう。

(非常事態の報告)

第3条 情報セキュリティ全学総括責任者（以下「全学総括責任者」という。）は、部局総括責任者又は情報セキュリティ全学実施責任者（以下「全学実施責任者」という。）から報告を受けたインシデントのうち、非常事態の発生又はそのおそれがあると認めた場合には、情報を担当する副学長（以下単に「副学長」という。）に非常時対策本部の設置を進言するものとする。

(非常時対策本部)

第4条 前条の進言を受けた副学長は、非常事態が発生し又は発生するおそれが特に高く、非常事態の対策等を実施する必要があると判断した場合は、直ちに、非常時対策本部を設置するとともに学長に報告するものとする。

2 非常時対策本部は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 副学長
- (2) 全学総括責任者
- (3) 全学実施責任者
- (4) 非常事態の発生等に関連した情報システムを管理する部局の部局総括責任者
- (5) その他副学長が必要と認める者 若干人

3 非常時対策本部に本部長を置き、前項第1号の者をもって充てる。

4 非常時対策本部に副本部長を置き、第2項第2号の者をもって充てる。

(非常時連絡窓口等)

第5条 非常時対策本部は、緊急連絡、情報共有等を行うため、学術情報部情報基盤課に非常時連絡窓口を設置する。

2 非常時連絡窓口は、非常時対策本部長の指示に基づき、報道関係者その他外部との対応を広報局と連携して行う。

3 非常時連絡窓口は、非常時対策本部長の指示に基づき、関係者からの情報の受付、情報の収集、被害拡大防止、復旧のための緊急対策等の伝達を行う。

(再発防止策の検討)

第6条 非常時対策本部は、非常事態への対応が終了し、学長への報告書が提出されたときに解散する。

2 全学総括責任者は、前項の報告書を基に再発防止策の実施を図るものとする。

(インシデント対応手順)

第7条 インシデントへの具体的な対応措置は、別に定めるインシデント対応手順に基づき実施するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、非常事態においては、非常時対策本部の指示を優先させなければならない。

(雑則)

第8条 この法人規程に定めるもののほか、インシデント等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人規程は、平成20年6月20日から施行する。

附 則 (平28.3.24法人規程42号)

この法人規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令4.3.24法人規程12号)

この法人規程は、令和4年4月1日から施行する。